

上越市乳児一時預かり費用助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 4 2 号

上越市乳児一時預かり費用助成金交付規則の一部を改正する規則

上越市乳児一時預かり費用助成金交付規則（令和 7 年上越市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア中「第 3 4 条の 1 2 第 1 項」の次に「又は同法第 5 9 条の 2 第 1 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。